

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引き開発事業 公募要領

1. 事業名

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引き開発事業

2. 事業の趣旨

令和3年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、各地域において「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を進める学校も出てきているが、答申で示された考え方を具体的にイメージした教育実践の取組が広く展開されている状況にはなく、各地域で大きなバラツキが見られる。このため、各学校が「個別最適な学び」と「協働的な学び」をどのように具体化していくのか、はっきりとした推進イメージを持つことができるようにしていくことで、これから新たな取組を進めようとする学校や、現在の取組をより一層効果的なものとする学校を支援し、こうした学びを全国的に広げていくことが重要である。

こうした取組に資するため、全国の教育委員会や学校における取組の参考となるよう、現場の教育研究と学術研究の双方の視点から一定の知見の蓄積がある優れた事例を収集し、その背景にある意義や具体的な実践方法の横展開を行うことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の推進による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組を促進する。

3. 事業の内容

上記2. に示す趣旨を踏まえ、下記の通り「個別最適な学び」及び「協働的な学び」に係る優れた事例に係る取材等、当該取材等に基づく「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のための指導の手引き（仮称。以下「手引き」という。）の作成を行う。

手引きについては、実用的かつ効率的な観点から、note株式会社が運営するメディアプラットフォームである「note」上にオンラインマガジンとして作成・掲載することとする。

なお、本事業の実施に当たり、受託者は企画検討会議を設置するものとし、その構成員については、文部科学省と協議のうえ決定するものとする。当該会議においては、以下の内容を目安として、期間中に4回程度開催する。このほか、事業の進捗状況等については、文部科学省に随時報告を行い、連絡・調整を密にすること。

【企画検討会議において議論する議題（案）】

- 第1回：手引きの構成及び取り扱う事例の内容の確認等
- 第2回：取材・手引きの作成状況の共有等
- 第3回：取材・手引きの作成状況の共有等
- 第4回：手引きの最終確認等

(1) 「個別最適な学び」及び「協働的な学び」に係る優れた先進事例に係る取材等及びそれに基づく記事の作成

受託者は、優れた事例として手引きにおいて取り上げるべき学校や有識者等に対して取材又はインタビュー等を行う。なお、取材等を行う学校等については、受託者による提案のほか、文部科学省をはじめ、企画検討会議の構成員やその他有識者の意見を踏まえて決定するものとし、取材等に当たっては、学校現場の負担とならないように十分に配慮すること。

記事は、取材等した内容をもとに、授業動画や活動の様子の写真、取組のポイントを分かりやすく示した図、実際の指導案・様式案の Word ファイルなど、学校が直ちに実践に移す上で必要となる情報が含まれるよう、多様なメディアを駆使しつつ作成することとし、記事数は合計 20-25 本（1 記事あたり約 2,000 字程度とし、動画については最長 15 分程度のものを 8 本程度作成し、一部の記事に組み込むこと）作成する。受託者は、記事作成に当たって note アカウントをあらかじめ取得（無料アカウント可）した上で、文部科学省において運用する note pro のアカウントと紐付けて編集権限を付与することにより記事の作成を行うものとする。なお、記事の執筆は、原則、受託者自身が行うものとするが、必要に応じて有識者等に執筆を依頼することも可能とする。ただし、その際、学校現場の負担とならないように十分に配慮すること。

（2）手引きの作成

手引きの全体構成は以下①のとおりとする。ただし、公募段階におけるものであり、契約締結後の企画検討会議での協議を経て変更することも考えられる。

（1）で作成する記事は、〈基本編〉、〈実践編〉及び〈学校特集編〉のいずれかに分類して整理し、手引きを構成すること。各編におけるコンセプト等については以下に示す通りなので、手引き全体の構成を企画検討会議において十分に検討のうえ、記事の本数の配分やバランス、また、動画を掲載する記事（8 本程度）や当該動画の内容等を検討することとする。

また、手引きの作成にあたっては、以下②～⑤について留意することとする。特に、事業計画書の提出にあたっては、③及び④の観点を踏まえた、効率的かつ効果的な内容の提案を行うこと。

①全体構成

〈基本編〉、〈実践編〉及び〈学校特集編〉を下記の趣旨に沿って作成する。

〈基本編〉

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の優れた実践事例や有識者による専門的な知見を基に、各学校における「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の取組にあたっての基本的な考え方について示すこと。

〈実践編〉

現場の教育研究と学術研究の双方の視点から一定の知見の蓄積がある、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の具体的な手法（例：単元内自由進度学習等）を複数取り上げ、それぞれの手法について、その意義・背景となる理論や実践上でのポイント等について、実際に取組を進めている学校・学級の事例を取り上げながら具体的に示すこと。その際、各学校の取組状況にバラツキがあることを考慮し、取組状況の進捗段階に応じたポイントを示すことに留意すること。また、各教科における実践に資する手法と、総合的な学習（探究）の時間や特別活動などの探究的な活動における実践に資する手法をバランス良く取り上げること。

〈学校特集編〉

実践編に取り上げたような手法について、複数の手法を組み合わせた総合的な取組を行う学校の事例について示すこと。

②動画の作成

実践編で取り上げる各手法や、学校特集編で取り上げた学校の取組等に関連して、授業の様子、取組を進める上でのポイントに関しての実践者や管理職等へのインタビュー等を含む動画を作成すること。最大 15 分程度の動画を 8 本程度作成し、文部科学省教育課程課 YouTube チャンネルにて公開したものを、一部の記事に掲載すること。

③留意点

手引き作成にあたっては、下記事項を踏まえること。

- ・手引きを参考にして各校が実践を実施・継続していく上で、教職員の加重負担とならないような配慮について可能な限り盛り込むこと
- ・学校種の違いや都市部・地方部の違いなど多様な学校の状況を想定すること
- ・特定教科の単発の授業実践例ではなく、多様な教科・領域で広く取り組めるような汎用性のある手法・取組例とすること
- ・ICTの効果的な活用法についてできる限り言及すること

④企画提案に当たってのポイント

申請者は、以下の事項についての提案を事業計画書に具体的に盛り込むこと。

- ・記事を掲載するオンラインマガジンの名称案
- ・実践編において取り上げる手法の候補
- ・実践編の記事構成の例
- ・学校特集編において取り上げる学校の候補

なお、具体的に取り上げる手法や学校等については、契約後に企画検討会議での協議を経て決定するほか、受託者において知見が不足する部分については随時文部科学省及び有識者において協力をしながら進めていく。

⑤成果物の提出方法

成果物（記事及び動画）については、文部科学省が用意する note ドメインへ直接編集・掲載する方式により提出するほか、記事を一括で印刷することができる電子データや添付の資料を併せて提出すること。ただし、動画はMP4の形式で提出すること。

また、提出の時期は、2月末を想定しているが、提出可能となった段階で適宜提出すること。記事の具体的な発信の時期・順序については文部科学省と協議のうえ決定する。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和7年3月14日（金曜日）

事業規模：1件当たり10,000千円程度

採 択 数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」とおり。選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

以下のとおり公募説明会を開催する。公募説明会への参加を希望する場合は専用フォームより、必要事項を記入の上、申請すること（申請締切：令和6年〇月〇日（〇曜日）17時）。なお、登録時に入力を求める情報は、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。なお、企画競争の参加に当たって、本説明会への参加は任意とする。

開催日時：令和6年2月29日（木曜日）13時～15時

開催場所：オンライン開催

<参加申込フォーム>

<https://forms.office.com/r/sCW2slyk8s>



9. 事業計画書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

①メールアドレス：kyokyo@mext.go.jp

②電話番号：03-6734-2369

③郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室審議・調整係

(2) 提出方法

E-mail 又は郵送により提出すること。

○E-mail

- ・PDFファイルにて提出書類をメールに添付して送信すること。
- ・メールの件名は「（機関名）：事業計画書（個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引き開発事業）」とすること。
- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメールの容量が10MBを超える場合は、件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信すること。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、ファイル提出後3日を経過しても受領確認メールが届かない場合は、(1)②の「電話番号」まで照会すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

○郵送

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で印刷した書類（1部）を送付すること。
- ・郵送上の事故（未達等）について当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

①事業計画書【様式1】

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③誓約書【様式2】

④本件に関する事務連絡先（様式は任意）

(4) 提出期限 令和6年3月18日（月曜日）正午必着

- ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ※ 電子メールでデータを送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、事業計画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、事業計画書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の事業計画書は無効とするものとする。

11. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が事業計画書等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する事業計画額とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるので、その点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

12. スケジュール

- (1) 公募開始：令和6年2月21日（水曜日）
- (2) 公募締切：令和6年3月18日（月曜日）正午
- (3) 審査：令和6年3月下旬
- (4) 採択決定：令和6年3月下旬
- (5) 契約締結：令和6年4月上旬
- (6) 契約期間：契約締結日から令和7年3月14日（金曜日）まで

13. 完了報告書等

- (1) 本事業における委託団体は、委託契約が完了（廃止）したときは、以下の資料を完了（廃止）した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに提出することとする。
 - ・ 完了報告書
 - ・ 完了決算書
 - ・ 支出を証する書類の写し
 - ・ 手引き

なお、完了報告書の様式は、今後変更することがあり得る。

- (2) 本事業の完了報告書及び納品物については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

14. その他

- (1) 提出書類の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類については返却しない。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について調査を行う。
- (4) 文部科学省は、本事業の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、実践校への実地調査及び企画検討会議に参画する。
- (5) 事業開始後に事業の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容が判断できる書類を提出すること。
- (6) この要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。
- (7) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (8) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業計画書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (9) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (10) 再委託先や事業費による支出先に取引停止中の者を含めないこと。
- (11) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・事業計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）

この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。